

第3章 教育活動の推進

伝統や文化に関する教育

国際社会で活躍する人材の育成を図るため、我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要である。我が国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることは、グローバル化する社会の中で異なる文化や歴史、生活習慣をもつ相手に敬意を払い、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるのに資するものである。

1 教育基本法等への規定

教育基本法前文に、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進することが示され、第2条第5号には、教育の目標の一つとして、次のことが規定されている。

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、学校教育法第21条第3号には、次のように示されている。

我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

2 各教科等における指導

平成29年に告示された学習指導要領では、教科等の指導において、例えば、次のような内容の充実が求められている。

国語…作品の特徴を生かして朗読するなどして、古典の世界に親しむこと。

社会…自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって、具体的な事柄との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。

音楽…我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性について理解すること。

美術…日本の美術作品や受け継がれてきた表現の特質などから、伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深めること。

保健体育…武道については、柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようすること。

技術・家庭〔技術分野〕…我が国の伝統的な技術についても扱い、緻密なものづくりの技などが我が国の伝統や文化を支えてきたことに気付かせること。

技術・家庭〔家庭分野〕…日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化を継承する大切さに気付くことができるよう配慮すること。

【中学校学習指導要領 平成29年7月 文部科学省】

伝統や文化に関する教育を推進していくに当たり、各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮し、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的に育成することが重要となる。各学校の特色を生かした教育課程の編成・実施が求められている。

参考：小・中学校学習指導要領解説 総則編（付録6）平成29年7月 文部科学省